

京都大学桂図書館および工学研究科・工学部南図書室における学位論文の取扱要項

令和4年9月21日

桂図書館運営委員会裁定制定

工学研究科・工学部図書委員会裁定制定

(趣旨)

第1 この要項は、京都大学桂図書館および工学研究科・工学部南図書室で所蔵する学位論文（博士論文、修士論文、卒業論文）の利用方法について定めるものである。

(閲覧)

第2 学位論文の閲覧を希望する者は、事前に「学位論文閲覧申請書」（別紙様式1）を提出しなければならない。

2 閲覧に際しては、身分証を持参しなければならない。

3 閲覧は、身分証を預かったうえで担当職員が指定した場所で行わなければならない。

4 閲覧場所には筆記用具、貴重品以外の手荷物は持ち込むことができない。特に携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラなどの撮影機器の持ち込みを禁ずる。

5 閲覧中は、学位論文の取扱い及び保全に細心の注意を払わなければならない。

6 閲覧中の筆記用具は、鉛筆を使用しなければならない。

7 閲覧中に指定の席を離れる場合は、その都度学位論文を担当職員に預けなければならない。

(複製物の提供)

第3 学位論文の複製物の提供を希望する者は、事前に「学位論文複写申請書」（別紙様式2）を提出しなければならない。

2 博士論文については「公表された著作物」であるため、著作権法の認める範囲（全体の半分以下）で可能とする。

3 修士論文および卒業論文については非公開性であるため、著作権者の許諾がある場合のみ可能とする。

4 複製物の申し込みは、原則として希望者の所属機関の図書館を通じた相互利用によって受け付ける

5 複製物の作成は担当職員が行う。

6 複製にかかる費用は希望者が負担する。

(貸出)

第4 学位論文の貸出は行わない。ただし、論文執筆者が所属した研究室の教員に限り、教育を目的とした一時貸出を可能とする。

2 一時貸出を希望する者は事前に「学位論文一時貸出申請書」（別紙様式3）を提出しなければならない。

(遵守事項)

第5 学位論文を利用する者は、汚損、破損、湿気、手の汚れ等に留意し、原状を変更することのないように慎重に取扱わなければならない。

(弁償)

第6 学位論文を利用する者が学位論文又は保管用品等に損害を与えた場合は、その損害を弁償しなければならない。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(様式1)

学位論文閲覧申請書

年 月 日

京都大学桂図書館長 殿

京都大学工学研究科・工学部図書委員長 殿

氏 名：

所属・身分：

住所：

TEL： - -

E-mail：

貴館（室）所蔵の学位論文の閲覧を下記の通り申し込みます。

記

1. 閲覧希望資料

博士論文 修士論文 卒業論文

専攻名：

著者名・論文題目・指導教員名：

学位授与年：

2. 閲覧の目的

3. 閲覧希望日時 年 月 日 時 ～

4. 指導教員の紹介（申請者が学外の大学院生、学部学生の場合必要です。）

上記学生の資料閲覧についてご配慮願います。

年 月 日

大学

学部・研究科

(指導教員名)

印

(様式2)

学位論文複写申請書

年 月 日

京都大学桂図書館長 殿

京都大学工学研究科・工学部図書委員長 殿

氏 名：

所属・身分：

住所：

TEL： - -

E-mail：

貴館（室）所蔵の学位論文等の複写を下記の通り申し込みます。

記

1. 複写希望資料

博士論文 修士論文 卒業論文

専攻名：

著者名・論文題目・指導教員名：

学位授与年：

2. 複写の目的

(様式3)

学位論文一時貸出申請書

年 月 日

京都大学桂図書館長 殿

京都大学工学研究科・工学部図書委員長 殿

氏名： 印

所属部局・専攻・分野名：

TEL： - -

E-mail：

貴館（室）所蔵の学位論文の一時貸出を下記の通り申し込みます。なお、当該論文の取り扱いについては十分留意の上、指定の期日までに返却いたします。

記

1. 一時貸出希望資料

博士論文 修士論文 卒業論文

専攻名：

著者名・論文題目・指導教員名：

学位授与年：

2. 一時貸出の目的

3. 一時貸出希望日 年 月 日 ～ 年 月 日